

2019年8月吉日

お客様各位

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社

消費税改定前後の対応（消費税10%改定の差額分の請求）の件

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より弊社サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2016年4月の消費税法改正（2019年10月1日より消費税率を8%から10%に引き上げ）に伴う弊社の対応につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。今後とも末永くご愛顧いただけましたら幸甚に存じます。

敬具

記

1. 対象となる契約

すでにご契約済みおよび今後ご契約いただく、契約（請求対象）期間（役務提供期間）が2019年10月1日をまたぐご契約

2. 適用する消費税率

契約（請求）期間（役務提供期間）が2019年10月1日をまたぐご契約分につきましては、以下の通り、役務提供期間に応じて、異なる税率を適用いたします。

- 2019年9月30日まで 消費税率8%
- 2019年10月1日以降 消費税率10%

3. ご請求について

2019年9月30日以前に発行する請求書は、消費税の項を一律8%とさせていただきます。

2019年10月1日以降の役務提供期間の料金を現行税率8%にて請求書を発行済み、またはお支払い済みの場合には、改正後の新税率との差額2%分につきまして、2019年10月下旬より、順次、請求書を送付させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら admin-jp@morningstar.com までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上